国、ホンジュラス共和国、ハンガリー、インド、インドネシア共和国、イラク共和国、イタリア共和国、ジャマイカ、カザフスタン共和国、ケニア共和国、キリバス共和国、クウェート国、キルギス共和国、ラオス人民民主共和国、ラトビア共和国、レバノン共和国、レソト王国、リベリア共和国、リビア、リヒテンシュタイン公国、リトアニア共和国、ルクセンブルグ大公国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、マルタ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モーリシャス共和国、メキシコ合衆国、モナコ公国、モンゴル国、モンテネグロ、モザンビーク共和国、ミャンマー連邦共和国、ナミビア共和国、ナウル共和国、オランダ王国、ニュージーランド、ニカラグア共和国、ニジェール共和国、ナイジェリア連邦共和国、ノルウェー王国、オマーン国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、ペルー共和国、フィリピン共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、大韓民国、モルドバ共和国、ルーマニア、ロシア連邦、ルワンダ共和国、サンマリノ共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、サウジアラビア王国、セネガル共和国、セルビア共和国、セーシェル共和国、シエラレオネ共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、南アフリカ共和国、スペイン王国、セントクリストファー・ネーヴィス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、スリナム共和国、スワジランド王国、スウェーデン王国、スイス連邦、シリア・アラブ共和国、タジキスタン共和国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、東ティモール民主共和国、トーゴ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、チュニジア共和国、トルコ共和国、トルクメニスタン、ウクライナ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、タンザニア連合共和国、アメリカ合衆国、ウルグアイ東方共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国、ザンビア共和国、欧州連合

平成二十九年七月十四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十五号

日本国政府は、平成十五年十月三十一日にニューヨークで採択された「腐敗の防止に関する国際連合条約」の受諾書を平成二十九年七月十一日に国際連合事務総長に寄託した。

よって、同条約は、その第六十八条2の規定に従い、平成二十九年八月十日に効力を生ずる。

なお、同条約の締約国は、平成二十九年六月十五日現在、次のとおりである。

アフガニスタン・イスラム共和国、アルバニア共和国、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン共和国、アルメニア共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、アゼルバイジャン共和国、バハマ国、バーレーン王国、バングラデシュ人民共和国、ベラルーシ共和国、ベルギー王国、ベリーズ、ベナン共和国、ブータン王国、ボリビア多民族国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ共和国、ブラジル連邦共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ブルガリア共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、カーボヴェルデ共和国、カンボジア王国、カメルーン共和国、カナダ、中央アフリカ共和国、チリ共和国、中華人民共和国、コロンビア共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、クック諸島、コスタリカ共和国、コートジボワール共和国、クロアチア共和国、キューバ共和国、キプロス共和国、チェコ共和国、コンゴ民主共和国、デンマーク王国、ジブチ共和国、ドミニカ国、ドミニカ共和国、エクアドル共和国、エジプト・アラブ共和国、エルサルバドル共和国、エストニア共和国、エチオピア連邦民主共和国、フィジー共和国、フィンランド共和国、フランス共和国、ガボン共和国、ガンビア共和国、ジョージア、ドイツ連邦共和国、ガーナ共和国、ギリシャ共和国、グレナダ、グアテマラ共和国、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、ガイアナ共和国、ハイチ共和国、バチカン市国、ホンジュラス共和国、ハンガリー、アイスランド共和国、インド、インドネシア共和国、イラン・イスラム共和国、イラク共和国、アイルランド、イスラエル国、イタリア共和国、ジャマイカ、ヨルダン・ハシェミット王国、カザフスタン共和国、ケニア共和国、キリバス共和国、クウェート国、キルギス共和国、ラオス人民民主共和国、ラトビア共和国、レバノン共和国、レソト王国、リベリア共和国、リビア、リヒテンシュタイン公国、リトアニア共和国、ルクセンブルグ大公国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マレーシア、モルディブ共和国、マリ共和国、マルタ共和国、マーシャル諸島共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モーリシャス共和国、メキシコ合衆国、ミクロネシア連邦、モンゴル国、モンテネグロ、モロッコ王国、モザンビーク共和国、ミャンマー連邦共和国、ナミビア共和国、ナウル共和国、ネパール連邦民主共和国、オランダ王国、ニュージーランド、ニカラグア共和国、ニジェール共和国、ナイジェリア連邦共和国、ノルウェー王国、オマーン国、パキスタン・イスラム共和国、パラオ共和国、パナマ共和国、パプアニューギニア独立国、パラグアイ共和国、ペルー共和国、フィリピン共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、カタール国、大韓民国、モルドバ共和国、ルーマニア、ロシア連邦、ルワンダ共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、サウジアラビア王国、セネガル共和国、セルビア共和国、セーシェル共和国、シエラレオネ共和国、シンガポール共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、ソロモン諸島、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、スペイン王国、スリランカ民主社会主義共和国、セントルシア、スーダン共和国、スワジランド王国、スウェーデン王国、スイス連邦、タジキスタン共和国、タイ王国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、東ティモール民主共和国、トーゴ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、チュニジア共和国、トルコ共和国、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ共和国、ウクライナ、アラブ首長国連邦、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、タンザニア連合共和国、アメリカ合衆国、ウルグアイ東方共和国、ウズベキスタン共和国、バヌアツ共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベトナム社会主義共和国、イエメン共和国、ザンビア共和国、ジンバブエ共和国、欧州連合

平成二十九年七月十四日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第二百四十八号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第三項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率（平成二十二年厚生労働省告示第三百十一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年八月一日から適用する。ただし、同年七月三十一日以前に死亡した者に係る葬祭料の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十九年七月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第三項に規定する厚生労働大臣が定める率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。 一　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者（同法第二条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。以下同じ。）の資格喪失当時の標準報酬月額（被保険者の資格を喪失すべき事由が生じた日が平成二十八年三月三十一日以前であるときは、その日に応じ、	雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第三項に規定する厚生労働大臣が定める率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。 一　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者（同法第二条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。以下同じ。）の資格喪失当時の標準報酬月額（被保険者の資格を喪失すべき事由が生じた日が平成二十七年三月三十一日以前であるときは、その日に応じ、